

千葉県報

号外
令和6年2月6日

主要目次

規則

○ 千葉県事務委任規則の一部を改正する規則

一

規則

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第一号

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則

千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の長」の下に「及び警察署の長」を加える。

第二条の二に次の一号を加える。

五 千葉県警察（警察署を除く。）の管理に係る公有財産又は物品についての刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百六十一条の罪の告訴に關すること。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（警察署の長）

第二十三条 警察署の長に次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 警察署の管理に係る公有財産又は物品についての刑法第二百六十一条の罪の告訴に關すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八